

議案第30号

取手地方公平委員会規約の一部を改正する規約

取手地方公平委員会規約（昭和32年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

取手市	守谷市	利根町	取手地方 広域 下水道 組合	取手市 外2市 市場 火葬 組合	利根川 水系 防務 組合	常総地 方広域 町村 圏事務 組合
-----	-----	-----	-------------------------	------------------------------	-----------------------	-------------------------------

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月 8日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
30号	1

提案理由（議案第30号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体として、平成24年4月1日から常総地方広域市町村圏事務組合を加えるため、取手地方公平委員会規約の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

取手地方公平委員会規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正					現行							
別表（第1条関係）					別表（第1条関係）							
取手市	守谷市	利根町	取手地方広域下水道組合	取手市外2市火葬場組合	利根川水系南水防事務組合	常総地方広域市町村圏事務組合	取手市	守谷市	利根町	取手地方広域下水道組合	取手市外2市火葬場組合	利根川水系南水防事務組合